

資料2

相談支援体制のあり方の検討に向けて

令和4年11月28日 堺市障害施策推進課



目次

- 1 専門部会の設置の目的
- 2 スケジュールと進め方
- 3 現状
- 4 論点



1 専門部会の設置の目的



専門部会の設置

- 平成24年 障害者基幹相談支援センターの設置
 - 法制度の改正・相談支援のニーズの高まりを背景に、 各区役所内に、障害者基幹相談支援センターを設置

堺市立健康福祉プラザの開設にあわせて健康福祉プラザ内に、総合相談情報センターを設置



専門部会の設置

- 平成24年「計画相談支援」の導入
 - 平成24年度、障害者自立支援法の改正において、 相談支援体系が見直される
 - ・ 障害者が希望する生活が実現できるように、 利用するサービスや事業所の選定、モニタリング等の支援を行う 「計画相談支援」が新たに導入 (平成27年4月~ 完全実施)
 - 平成25年4月障害者自立支援法から障害者総合支援法へ



専門部会の設置

- 専門部会の設置目的
 - 現在の相談支援体制が構築され、10年間が経過した
 - 地域における相談支援の中核的な役割を担う 障害者基幹相談支援センター・総合相談情報センターを 中心に、計画相談支援等も含めた障害者相談支援を、 「評価」し、そのあり方を「検討」する場が必要である



専門部会を設置し、「評価」及び「検討」を実施



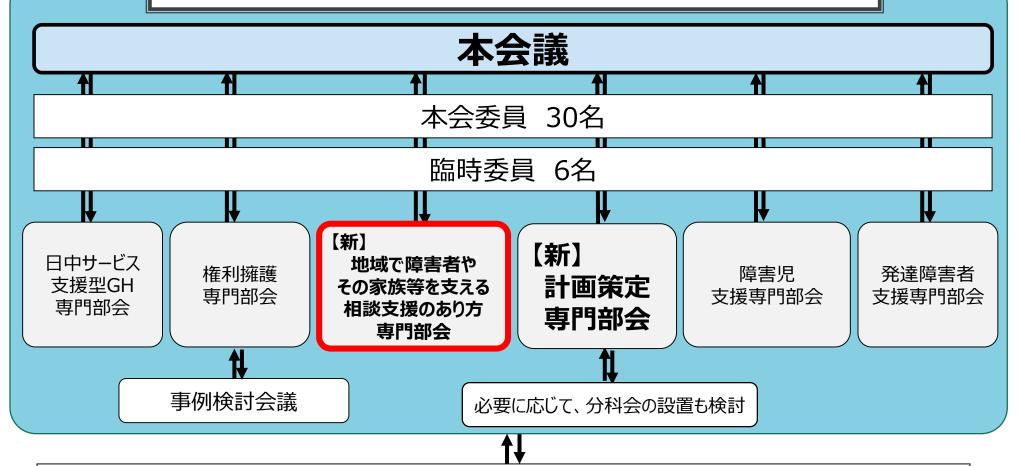
専門部会の名称

- 専門部会の名称
 - 「<u>地域で障害者やその家族等を支える相談支援の</u> あり方専門部会」(略称:「<u>あり方専門部会</u>」)とする
 - ●「あり方専門部会」での審議内容の結果については、 今後策定する障害施策に関する計画にも掲載するなど、 障害者施策推進協議会等にて、その実績等について、 進捗管理及び評価を行う



令和4年度 堺市障害者施策推進協議会のイメージ図

堺市障害者施策推進協議会



障害者施策推進委員会(庁内委員会)



2 スケジュールと進め方



専門部会のスケジュールと進め方(案)

- 設置期間は、令和5年度末(令和6年3月末)までとする
- R4年度に2回、R5年度に3回、計5回の開催を予定

時期	R4.11月	~R5.2月	~R5.6月	~R5.10月	~R6.1月
会議	部会【第1回】	部会【第2回】	部会【第3回】	部会【第4回】	部会【第5回】
審議内容	1 部会長の選出 2 進め方の確認 ・設置の目的 ・現状・課題の共有 ・論点の整理 など	 1 第1回のご審議・ご意見をふまえた 評価・検討 ・基幹相談支援 センターを中心に、相談支援体制の 充実・強化に向けた 評価・検討 	1 第2回のご審議・ご意見をふまえた検討・相談支援体制の充実・強化に向けた検討	1 それまでのご議論・ ご意見をふまえた 相談支援のあり方 の報告(案)への ご議論・ご意見	1 報告へのご審議・ ご承認→ R6.3月 令和5年度 本会への報告



3 現状

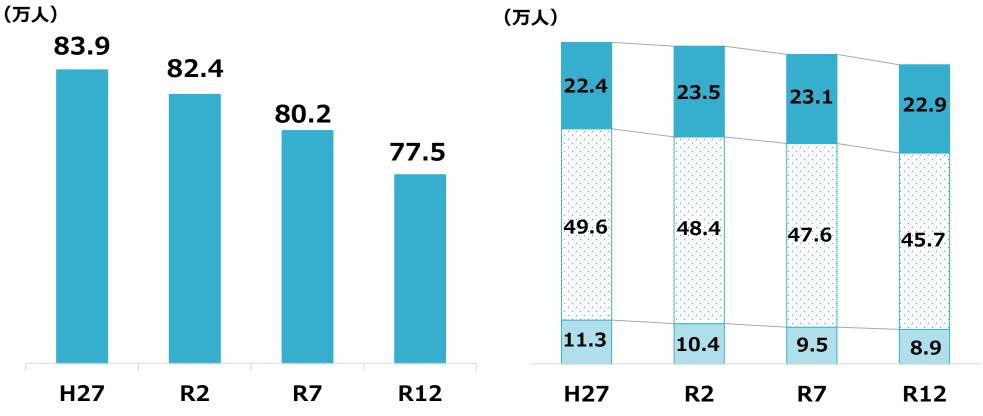


① 人口及び障害者数の推移



堺市の人口の推移

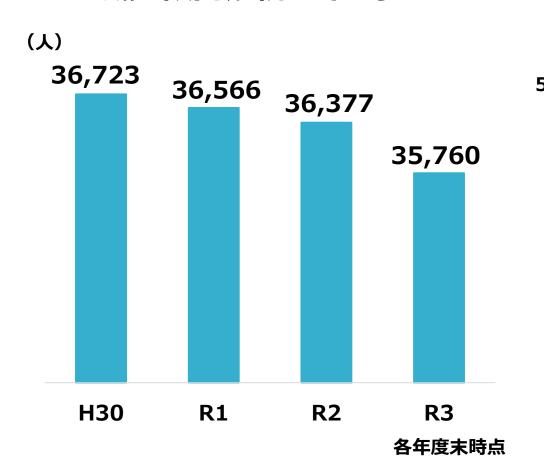
- 堺市の人口は減少傾向が続き、 年少人口・生産年齢人口は、 令和12年に80万人を下回る
 - 減少する

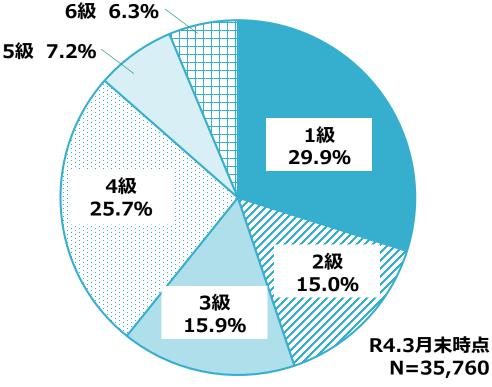




身体障害者手帳所持者の推移とその内訳

- 身体障害者手帳所持者数は、 その等級は、 減少傾向が続いている
 - 1級と4級の割合が高い



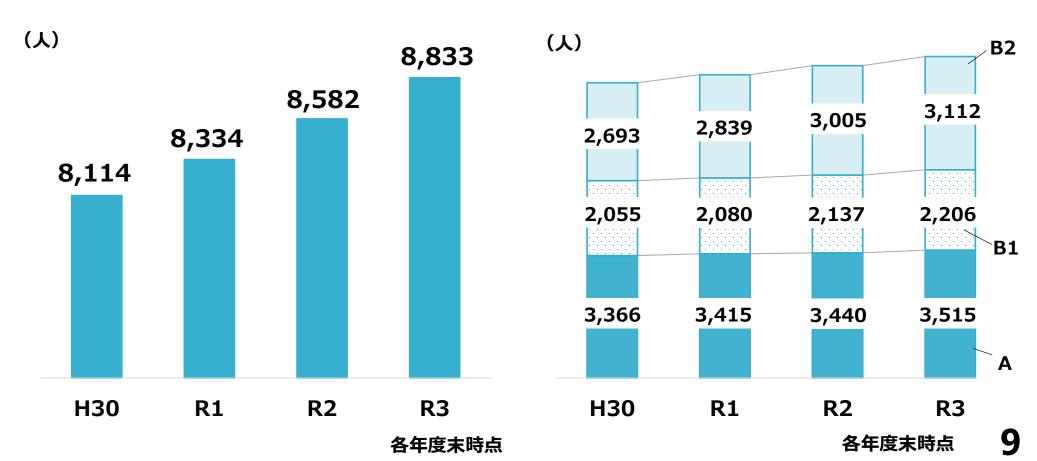




療育手帳所持者数の推移とその内訳

● 療育手帳所持者数は、増加傾向が続いている

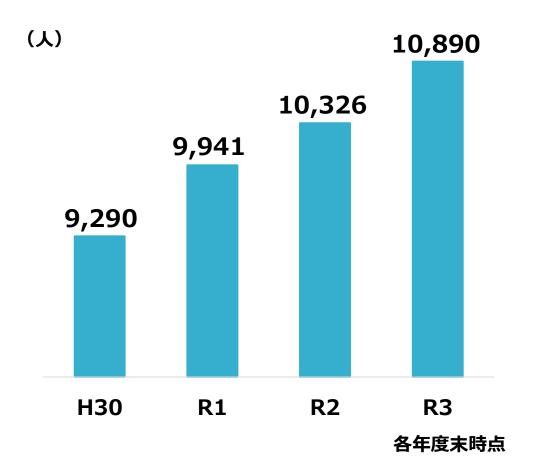
● その等級は、「B2」の割合が増えている

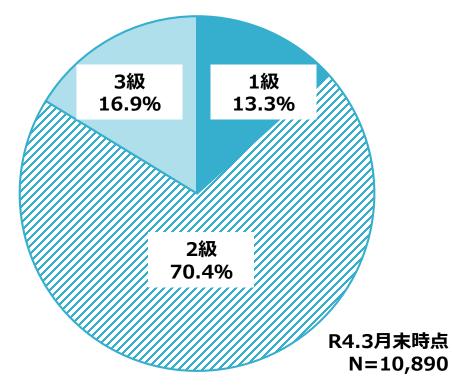




精神障害者保健福祉手帳の推移とその内訳

- 精神障害者保健福祉手帳● 所持者は、増加傾向が続いている
 - その等級は、 「2級」の割合が高い







障害者手帳別の所持者年齢階層

● 手帳種別によって、年齢階層の割合に違いがある

R4.3月末時点

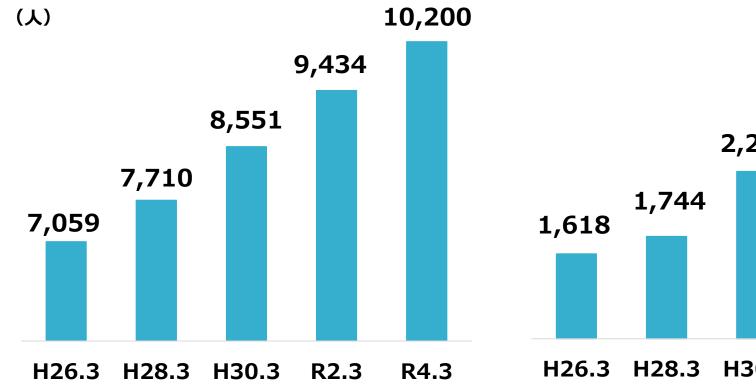
	身体障害	者手帳	療育	手帳	精神障害者 保健福祉手帳		
0歳~5歳	98	0.3%	343	3.9%	9	0.1%	
6歳~17歳	461	1.3%	2,048	23.2%	498	4.6%	
18歳~39歳	1,591	4.4%	3,434	38.9%	2,468	22.7%	
40歳~64歳	6,927	19.4%	2,528	28.6%	5,848	53.7%	
65歳以上	26,683	74.6%	480	5.4%	2,067	19.0%	
計	35,760	100.0%	8,833	100.0%	10,890	100.0%	

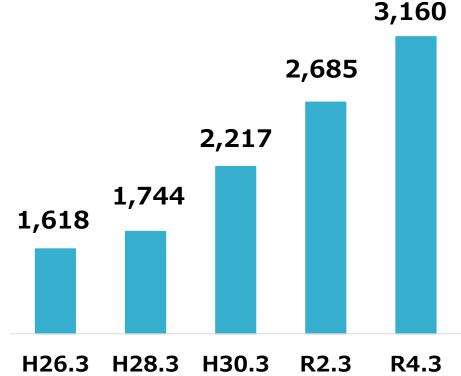


障害福祉サービス利用者数等の推移

障害福祉サービス利用者は 増加している

障害児通所支援利用者数は 増加している







② 国が示している基幹相談支援センター



基幹相談支援センター

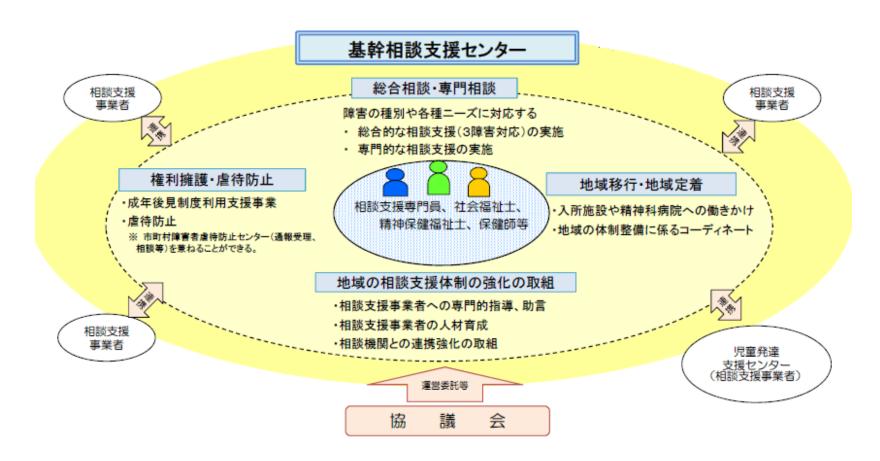
- 設置根拠・設置目的
 - 障害者総合支援法第77条の2に基づいて設置される

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、 障害者福祉に係る様々な法律の規定に基づく 相談支援業務を、総合的に行うことを目的としている



基幹相談支援センター

○ 国が示す業務内容【イメージ図】





③ 障害者基幹相談支援センター (基幹C)

総合相談情報センター(総合C)



堺市における障害者相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の 整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手:総合相談情報センター(総合C)・障害者基幹相談支援センター(基幹C)

<第2層>

- b. 一般的な相談支援
- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ◆ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策 に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手:障害者基幹相談支援センター(基幹C)

<第1層>

a. 基本相談支援を基 盤とした計画相談 支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手:指定特定相談支援事業所



障害者基幹相談支援センター・総合相談情報センター

○ 設置経過

- 平成13年度以降、障害種別ごとに生活支援センターを委託し、 相談支援を実施
- 平成23年度においては、身体・知的・精神各6か所、計18か所にて運営
- 平成24年度、堺市健康福祉プラザの開所にあわせ、 既存の相談支援体制等を再編し、ワンストップ相談窓口として、 各区役所内に、区域を担当する障害者基幹相談支援センターを 健康福祉プラザ内に、市域を担当する総合相談情報センターを設置



基幹C·総合C

○ 相談員等の人員配置

令和4年4月1日 現在

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	小計	総合C	計
人員	6	5	4	5	7	4	4	35	3	38
有資格者 (社会福祉士等)	5	5	4	5	6	4	3	32	3	35

● 人員の配置基準等については、定めがなく、 国の「地域生活支援事業要綱」において、主任相談支援専門員、 社会福祉士、精神保健福祉士等を配置が例示されているのみである。

17



これまでの相談実績

○ 相談実人数と相談のべ件数の推移

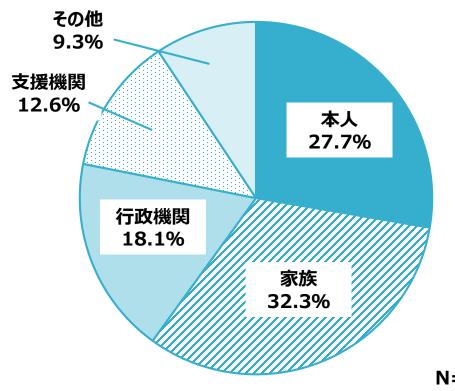
	H30	R1	R2	R3
相談 実人数	3,240	3,216	3,049	3,193
新規相談 実人数	1,120	974	898	932
相談 延べ件数	70,532	66,445	69,701	72,506

- 相談実人数は、約3,000名で推移しており、横ばい状態
- 相談延べ件数は、約70,000件で、R1年度以降、増加傾向



令和3年度新規相談者の傾向①

○ 相談の経路



● 「本人」や「家族」からの相談が多く、 その半分以上を占めている

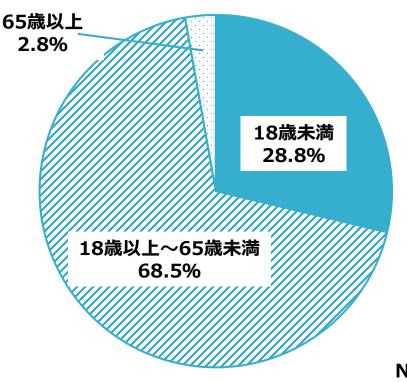
● 「行政機関」からの相談は、 約18%を占めている

N = 932



令和3年度新規相談者の傾向②

○ 年齢階層



● 「18歳以上~65歳未満」からの 相談が、70%弱を占めている。

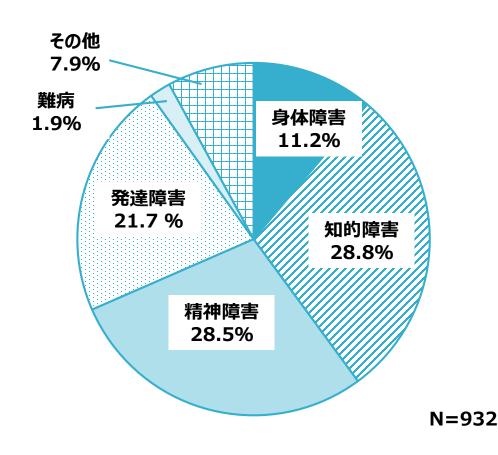
最近の傾向としては、「18歳未満」からの相談が増加している

N = 932



令和3年度新規相談者の傾向③

○ 障害種別



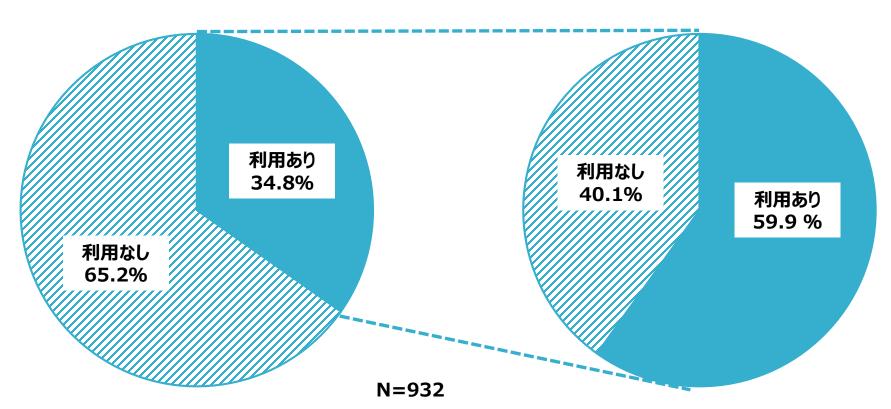
● 「知的障害」、「精神障害」や 「発達障害」が20%を超えている

最近の傾向としては、「身体障害」の割合が減少している



令和3年度新規相談者の傾向④

- 障害福祉サービスの 計画相談支援の 利用の有無
 - 利用の有無

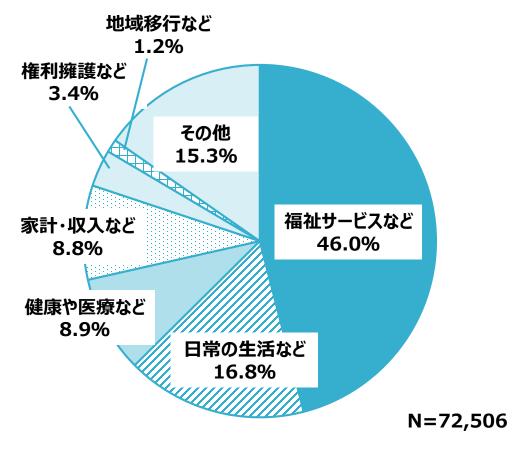


N = 324



令和3年度相談内容の傾向

○ 相談内容(延べ件数)



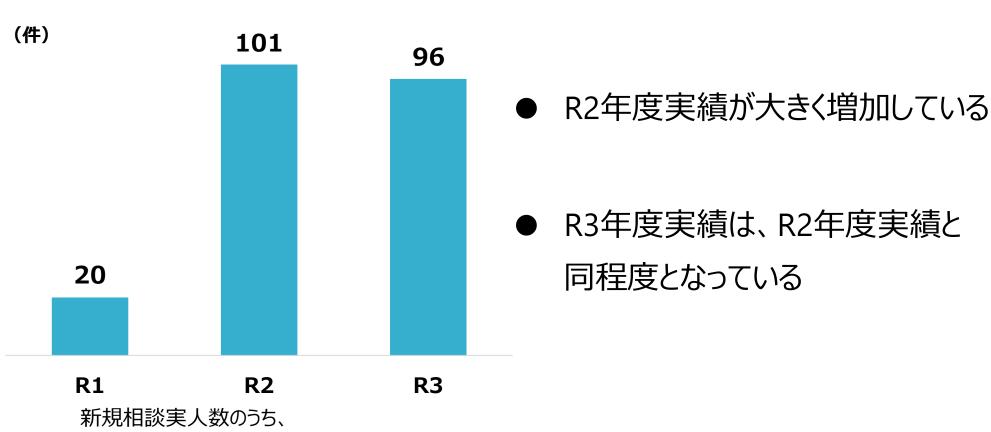
- 「福祉サービス」に関することが、 最も多くを占めている
- 「日常の生活」、「健康や医療」、 「家計・収入」等、相談内容は 多岐に渡る
- ●「その他」には、「就労」、「教育」、「余暇活動」等に関することが含まれている

23



地域との連携

○ セルフプランから計画相談支援への紹介・つなぎ



その年度内に計画相談支援へ移行した人数

24



地域づくり・地域の体制整備に関する実績

○ 地域の体制整備の主な取組

● 基幹C・総合Cの協働のもと、地域の体制整備の取組を行っている

	単位	R1	R2	R3
地域援助 (*1)		346	265	324
(再掲)		4	3	5
地域向け研修	参加人数	144	101	138

*1 研修の実施や関係会議への出席によるネットワークの構築の回数

● 区自立支援協議会の開催・運営(7区)

	単位	R1	R2	R3
区自立支援協議会の 開催・運営 (*2)		249	204	260



地域づくり・地域の体制整備に関する実績

● 勉強会等の取組

	単位	R1	R2	R3
現任研インターバル①		R2年度より	4	4
勉強会 (*1)	受講人数	実施	33	44
相談支援		10	8	9
サポート事業	登録人数	24	37	39

上記の取組のほかにも、基幹Cにおいては、相談支援従事者初任者研修(初任研)のインターバル期間における受講生の受入れ等も行っている。

*1 相談支援専門員は、その業務を継続するため、5年毎に、相談支援従事者現任研修(現任研修)を受講しなければならない。その研修期間において、「実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施する」という課題があり、堺市では、その課題の受け皿として、「**現任研インターバル①勉強会**」を実施している。

26

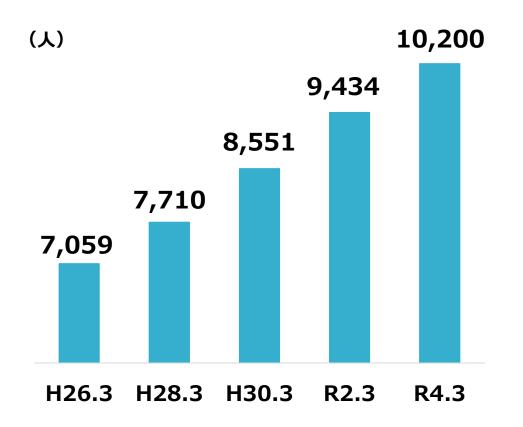


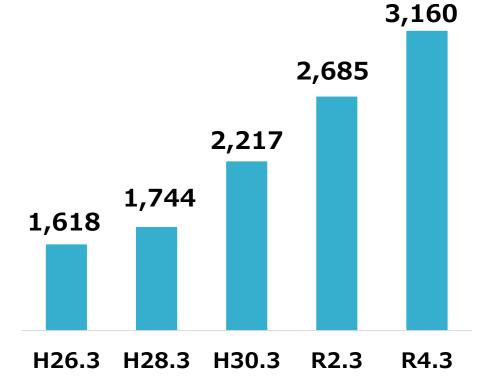
④ 計画相談支援の実績、進捗状況



障害福祉サービス利用者数の推移(再掲)

● 障害福祉サービス利用者は 増加している ● 障害児通所支援利用者数は 増加している



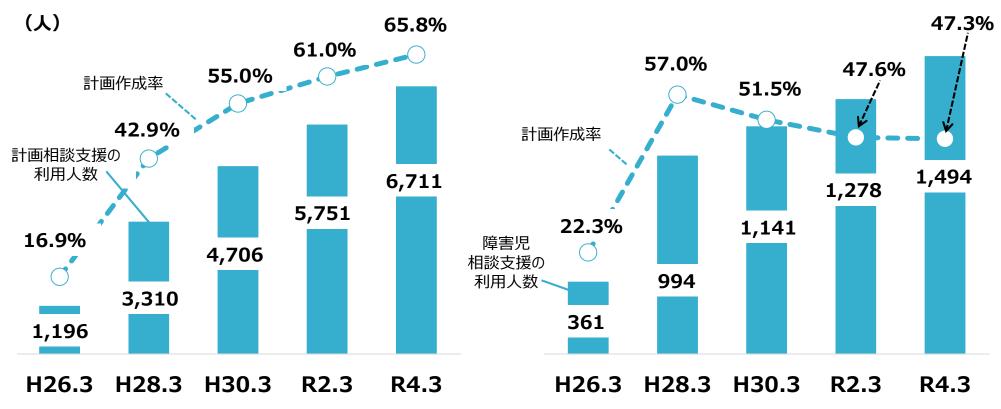




計画相談支援等の利用者等と計画作成率の推移

計画相談支援の利用者と計画作成率は、増加している

● 障害児相談の利用者は増加、 計画作成率は微減傾向である

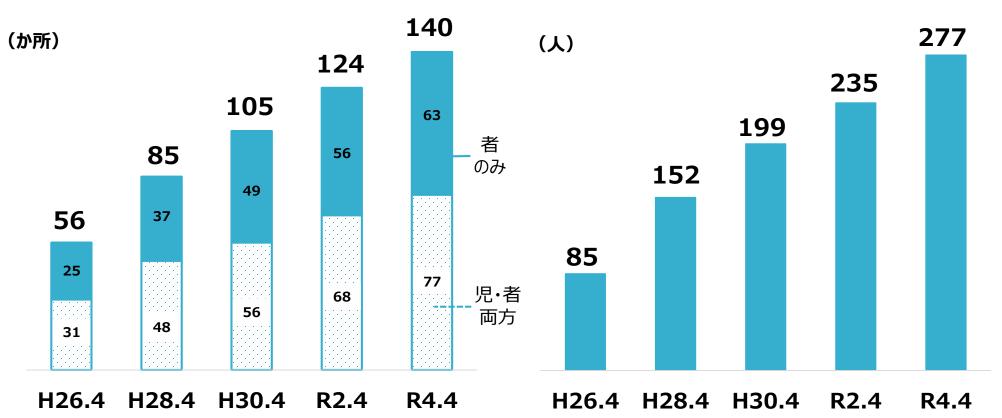




計画相談支援事業所数と相談支援専門員数の推移

計画相談事業所数は、増加している

● 相談支援専門員数も、 増加している





計画相談支援の推進に係る取組

 H30
 R1
 R2
 R3
 R4

 計画相談支援・障害児相談支援手引書「第2版」
 手引書「第3版」

新任相談支援専門員向け連続勉強会 (相談支援サポート事業) H28~H29は市が実施 H30~総合Cが実施

相談支援ワーキング (自立支援協議会) H29~R2

府相談支援従事者研修初任者研修(初任研) インターバル受入れ (主に、基幹C)

府相談支援従事者研修現任研修(現任研) インターバル①勉強会 (主任相談支援専門員との協働)

> 障害児相談支援ワーキング (自立支援協議会)



⑤ 主任相談支援専門員



主任相談支援専門員とは

- 主任相談支援専門員 (平成30年度より創設)
 - 大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修を受講すること
 - 障害者への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が 3年(36か月)以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者
 - 1 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において 現に相談支援に関する指導的役割を担っていること
 - 2 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において 研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること
 - 3 その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、 大阪府又は市町村が適当と認める者であること



主任相談支援専門員とは

- 主任相談支援専門員の役割
 - 大阪府が示すその役割
 - 1 自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場への参画するなど、地域の中核的な役割
 - 2 大阪府相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う 実習受け入れへの参画と受講生への指導的役割
 - 3 大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修の企画立案への参画及び 同研修の講師・ファシリテーターとしての役割

大阪府主任相談支援専門員養成研修実施要領より抜粋



主任相談支援専門員とは

- 堺市における主任相談支援専門員の具体的な役割
 - 堺市主任相談支援専門員連絡会等への参画依頼
 - ◇ 堺市主任相談支援専門員連絡会への参加 (堺市主催、年数回開催)
 - ◆ 「現任研インターバル①勉強会」や「相談支援サポート事業」への協力の情報共有等
 - ◇ 各区の自立支援協議会等への積極的な参画
 - 現任研インターバル①勉強会への協力依頼
 - ◇ 現任研の研修期間における課題の受け皿として、「現任研インターバル①勉強会」を実施 受講生1名に対し、主任相談支援専門員2名より助言を行う形式にて実施
 - 相談支援サポート事業への協力依頼
 - ◇ 総合C・基幹Cが、堺市からの委託により、6月より月1回(全9回、毎月第3金曜日)開催 ミニ講座の講師、グループワークでのアドバイスをするサポーターとしての協力を依頼



主任相談支援専門員数

○ 堺市における主任相談支援専門員数

R4.3月末時点

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
基幹C	2	1	1	2	1	1	1	9
指定特定 事業所	3	5	3	4	4	5	0	24
小計	5	6	4	6	5	6	1	33

堺区・基幹Cの2名には、総合Cを含む。

● 府内における主任相談支援専門員養成者数:合計126名

R4.3月末時点



4 論点



主な論点

- ① 基幹C・総合Cにおける実績への評価について
 - 基幹Cにおいては、総合Cと連携しながら、
 - ・ 福祉サービスの利用に向けた相談支援
 - ・ 福祉サービス利用者やその支援者等への相談支援
 - ・ 地域移行等の総合的・専門的な相談窓口
 - ・ 区自立支援協議会の運営と、 それによる地域のネットワークの構築等の地域援助 等 の役割・機能を担っている
 - これまでの役割・機能への「評価」が必要ではないか。



主な論点

② 相談支援体制の充実・強化に向けて

- 福祉サービス利用者の増加にともない、相談支援専門員も増加しているが、その利用を希望しているにもかかわらず、計画相談支援を利用できない事案が生じている
- 相談支援専門員のスキルアップ、人材確保・育成を目的に、 基幹C・総合Cと主任相談支援専門員との協働による 相談支援体制の充実・強化とその仕組みづくりに向けた 「検討」が必要ではないか



主な論点

③ 相談支援体制のあり方の検討について

- 堺市における相談支援体制の各階層について、
 - <第1層>は計画相談支援事業所が、
 - <第2層>は基幹Cが、<第3層>は基幹C・総合Cが、
 - 主にそれぞれの役割・機能を担っている
- 主任相談支援専門員の役割も含めて、
 - 各階層の役割・機能を再確認し、
 - 「相談支援体制のあり方の検討」が必要ではないか



参考



障害者総合支援法(抜粋)

(基幹相談支援センター)

- 第七十七条の二 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号 に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号 並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。
- 2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。
- 3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。
- 4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で 定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。
- 5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。
- 6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 38